

尼崎市教育委員会 3月臨時会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成31年3月19日 午後4時3分～午後6時10分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	松 本 眞
	教育長職務代理者	濱 田 英 世
	委 員	仲 島 正 教
	委 員	磯 田 雅 司
欠席委員	委 員	徳 山 育 弘

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	白 畑 優
教 育 次 長	西 野 信 幸
管 理 部 長	尾 田 勝 重
施 設 担 当 部 長	橋 本 謙 二
学 校 運 営 部 長	梅 山 耕 一 郎
学 校 教 育 部 長	平 山 直 樹
教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長	西 川 嘉 彦
社 会 教 育 部 長	牧 直 宏
企 画 管 理 課 長	高 木 健 司
職 員 課 長	竹 原 努
生 徒 指 導 担 当 課 長	東 政 信
歴 博 ・ 文 化 財 担 当 課 長	楞 野 一 裕
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	苅 田 昭 憲
中 央 図 書 館 長	安 福 眞 理 子

日程第1 議 事

- (1) 議案第13号 職員の人事について
- (2) 議案第14号 職員の人事について
- (3) 議案第15号 尼崎市指定文化財の指定について
- (4) 議案第16号 尼崎市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第2 協議・報告事項

- (1) 尼崎市職員の扶養手当支給に関する規則の一部改正について
- (2) 尼崎市立中学校における自死事案に関する調査報告書の概要について

午後4時3分、教育長は開会を宣した。

- 松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
- 日程第1「議事」の「議案第13号及び議案第14号 職員の人事について」は、会議規則 第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。
- 教育委員 異議なし
- 松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第13号」及び「議案第14号」については、公開しないことと決しました。
- 次に、日程第2「協議・報告事項」の「尼崎市立中学校における自死事案に関する調査報告書の概要について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。
- 教育委員 異議なし
- 松本教育長 異議なしと認めます。よって、「尼崎市立中学校における自死事案に関する調査報告書の概要について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。
- それでは、これより日程に入ります。日程第1「議事」の「議案第15号 尼崎市指定文化財の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。楞野 歴博・文化財担当課長。
- 歴博・文化財担当課長 お手元の資料1頁、議15をお願いします。それでは、議案第15号「尼崎市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。平成30年度の尼崎市指定文化財の指定につきましては、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、平成30年7月27日付にて、尼崎市文化財保護審議会に諮問いたしておりましたが、去る2月22日に同審議会より答申をいただきましたので、同条例第5条第1項の規定に基づき、答申がありました指定候補物件を尼崎市指定文化財として指定することにつきまして、ご審議いただくものでございます。それでは、指定候補物件についてご説明させていただきます。指定候補物件3件は、いずれも指定の種別は、尼崎市指定有形文化財でございます。1件目の指定番号は、「第51号」、名称は、「東園田遺跡出土 イイダコ壺」、員数は、「490個」、構造及び形式は、「土器 口径3.4cm×4.4cm 器高8.7cm 厚さ0.3cm 重量100g 他」、所有者の氏名は、「尼崎市」、所有者の住所及び所在の場所は、「尼崎市東七松町1丁目23番1号」でございます。2件目の指定番号は、「第52号」、名称は、「享保元年尼崎城堀浚願図」、員数は、「1枚」、構造及び形式は、「紙本彩色画 縦97.2cm 横87.7cm」、所有者の氏名、住所及び所在の場所は、1件目と同じです。3件目の指定番号は、「第53号」、名称は、「安永七年尼崎城石垣櫓修補願図」、数は、「1舗」、構造及び形式は、「紙本彩色画 縦95.5cm 横99.5cm」、所有者の氏名、住所及び所在の場所は、1件目、2件目と同

じです。それでは、1枚めくっていただきまして、議案第15号説明資料、「平成30年度尼崎市指定文化財の指定について」にそってご説明させていただきます。1件目の『東園田遺跡出土 イイダコ壺』は、尼崎市東園田町1丁目から2丁目にかけて所在する、弥生時代から古墳時代後期にいたる集落遺跡の東園田遺跡から出土しました、弥生時代中期の終わりごろのものとみられる490個のイイダコ壺です。出土状況から大きく4つのグループに分けられ、このグループはそれぞれイイダコ壺を縄でつないで使用した単位と考えられます。イイダコ壺のうち1点には、シカが写實的に描かれているほか、海や川などの大きなものを表現したものと考えられる斜めの格子模様の、斜格子が描かれております。今から約2000年前の、弥生時代中期の終わりごろの、ほぼ完形のイイダコ壺490個がまとまって出土している全国的にも希少な事例であり、当時のイイダコ壺漁の実態やイイダコ壺そのものの製作技法の解明に迫ることができる資料として貴重です。また、シカが描かれているイイダコ壺は全国でも唯一であり、当時の人々の生活文化や習俗などを探る上でも注目される資料であるとの評価をいただいております。なお、検出状況や絵画土器の画像等は、次の頁、4頁に掲載のとおりでございます。続きまして、2件目「享保元年尼崎城堀浚願図」は、享保元年(1716)9月18日に、尼崎藩が、尼崎城の堀に溜まった土砂を取り除くための工事を幕府に願い出た際の図面でございます。平成12年3月に尼崎市教育委員会が古美術商より購入したもので、尼崎城の櫓や塀、柵、天守の破風までが丁寧、かつ正確に描かれているほか、堀の水が流れているところと、土砂が溜まったところが色分けして示されており、青色には「此色水」、黄色には「此色土埋り申候付浚申度候」との注記があります。大名の城郭普請は、幕府の制御下におかれ、各藩にとって城郭修覆普請は必要不可欠であると同時に、その許可申請は藩の存続に関わる重要施策として慎重に扱われました。各藩から幕府へ提出された城郭修補の願図は、そのほとんどが失われたと考えられておりますが、この絵図には日付とともに、尼崎藩主松平遠江守(忠喬)の署名と花押が据えられておりますので、紙質・大きさからも、幕府への提出図の控え、あるいは原図と考えられます。年代が明らかで、正確な景観が描かれた城絵図として資料価値が大変高く、他の松平氏時代の絵図には見られない櫓などが描かれていることから、尼崎城の変遷の指標として、他の尼崎城絵図の景観年次を推定する基本資料となるものであるとの評価をいただいております。なお、画像は、次の頁、6頁に掲載のとおりでございますが、文字の表記の関係で南を上としております。最後に、3件目「安永七年尼崎城石垣櫓修補図」は、安永7年(1778)12月に尼崎藩が、尼崎城の石垣と櫓の修覆を幕府に願い出た際の図面でございます。城郭史研究家のコレクションの一つでありましたが、平成4年7月に尼崎市立地域研究史料館に寄贈されました。修覆箇所は計7箇所、具体的な場所は図中に赤線で示され、修覆部の高さや幅が表記されております。余白には修覆箇所をまとめた覚書と年号、尼崎藩主松平遠江守忠告の花押を据えた署名があります。尼崎城は宝暦7年(1757)に大規模な石垣普請を願い出ており、安永年間(1772～1780)も石垣普請の最中でしたが、安永3年(1774)に大風高汐の被害が発生しましたことから、追加の工事が必要となったものと考えられます。大名の城郭普請は、幕府の制御下におかれ、各藩にとって城郭修覆普請は必要不可欠であると同時に、その許可申請は藩の存続に関わる重要施策として慎重に扱われました。本図には、尼崎藩主の

署名と花押が据えられており、紙質・大きさからも幕府への提出図の控え、あるいは提出用の原図と考えられます。本市所有で尼崎市指定文化財に指定されている前年8月付の同内容の願図は、事前に検閲を受けるために提出された伺図と見られ、1年以上かけて修正して本図の出願に至ったと考えられます。城郭普請の申請方式は不明な点が多いなか、本図と関係資料によってその申請経緯が分かるとともに、尼崎城の修覆の歴史的背景を伺うことが出来ます。また、尼崎では城の景観が失われておりますが、この絵図は、正確さが要求される城絵図として年代が明らかな資料である点でも注目されるとの評価をいただいております。なお、次の頁、8頁の上に候補物件、下に先ほど申し上げました同内容の絵図の画像を掲載しております。以上のとおり、これら3件を尼崎市指定文化財として指定するにふさわしい物件として、このたび答申をいただきましたことから、指定候補物件とさせていただきます。なお、参考資料としまして、9頁・10頁に現在の尼崎市指定文化財の一覧表、11頁から16頁に文化財保護審議会からの答申書の写しを添付しておりますので、あわせてご清覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 みなさんに見ていただけるのか。

歴博・文化財担当課長 総合文化センター4階美術ホールで5月中旬から6月にかけて開催する文化財収蔵庫の出張企画展で絵図とイイダコ壺が出展されます。

濱田委員 尼崎市のPRをしっかりといただきたい。

磯田委員 土器がイイダコ壺である立証はどのようにされたのか。

歴博・文化財担当課長 大きさを推定しています。真蛸だともっと大きいサイズになります。

磯田委員 真蛸の蛸壺も尼崎市内では発見されているのか。

歴博・文化財担当課長 東園田遺跡で発見されていますが、まとまって発見されたことはありません。今回のようにイイダコ壺が490個まとまって発見されることは珍しいです。

濱田委員 鹿の絵の意味は。

歴博・文化財担当課長 解釈が難しいですが、弥生時代の土器には当時の生活文化を反映したものが描かれることがあります。イイダコ壺に絵が描かれている例は少なく、しかも鹿の絵が描かれているものは知られていませんので、いろいろな解釈が考えられます。一つの解釈として、鹿が豊かな実りを象徴する生き物であること、海を渡る伝説もあり海との関わりがある動物であることから、イイダコの豊漁を祈願する意味があったのではな

いかとも考えられますが、これから事例研究を積み重ねることによって明らかにされていくのではないかと思います。

松本教育長 指定文化財は、市や寺の所有物であったりすると思うが、指定された場合国や県や市から、どのような援助があるのか。

歴博・文化財担当課長 市以外の所有者については、保存修理を実施する場合には予算の範囲内で必要経費の半額を補助することができます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。「議案第15号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第15号」は原案のとおり可決いたしました。
次に、「議案第16号 尼崎市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。安福 中央図書館長。

中央図書館長 中央図書館長でございます。お手元の資料、17ページをお開き願います。それでは、「議案第16号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」につきましてご説明申し上げます。尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則にて規定している配本所について、自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築を進めるにあたり、生涯学習プラザが設置されることから、現行の規則の別表を改める必要があるため、本議案を提出し、ご審議をお願い申し上げます。改正内容といたしましては、図書館の配本所について規定した別表のうち、施設及び貸出日に係る事項を改定するものであります。それでは、資料20ページの新旧対照表をご覧ください。配本所について規定した別表のうち、施設及び貸出日に係る事項（別表中第1項から第3項の施設及び貸出日）を改定しようとするものでございます。最後になりましたが、施行日は平成31年4月1日を予定いたしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第16号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員

異議なし

松本教育長

異議なしと認めます。よって、「議案第16号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第2「協議・報告事項」に移ります。「尼崎市職員の扶養手当支給に関する規則の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。竹原 職員課長。

職員課長

職員課長でございます。「尼崎市職員の扶養手当支給に関する規則の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。本案は、教育職給料表適用者につきまして、行政職給料表適用者と同様に扶養手当の支給額の見直しを行うため、市立高等学校長を「行政職給料表適用者でその等級が7級であるものに相当するもの」として、「尼崎市職員の扶養手当支給に関する規則」の一部改正を、市長事務部局に依頼しようとするものです。お手元の資料の23ページをご覧ください。規則改正を市長事務部局に依頼することとなった経緯や理由につきましては、この資料に記載しておりますが、要点をきいてご説明いたします。はじめに「1 平成29年4月施行の扶養手当改正内容」のところになります。そのページの中ほどに、平成28年度から平成32年度以降までの扶養手当の推移を記した表を記載しておりますので、そちらをご覧ください。平成28年8月の人事院勧告におきまして、配偶者に係る手当額、平成28年度当時は13,000円でしたが、これを他の扶養親族に係る手当額、平成28年度当時で言えば6,500円と同額まで減額し、それによる原資を用いて子に係る手当額を引き上げ、更に、扶養親族を有することによる生計費の増高の補助という扶養手当の趣旨に鑑み、一定以上の給与水準にある職員に対しては、子を除きその他の扶養親族に係る扶養手当を支給しない、または、概ね半額である3,500円を支給することとされました。本市の人事・給与制度は、従前より、国家公務員の制度に準じた取扱いとしておりますことから、この扶養手当の見直しにつきましても、国と同様の見直しを行うため、市長事務部局において平成29年2月議会において、「尼崎市職員の給与に関する条例」を改正し、そちらの表に記載しておりますとおり実施していくこととなりました。その表をご覧くださいとお分かりいただけるかと思いますが、平成30年度までは、等級に関わらず、扶養手当は同額となっておりますが、平成31年度から、配偶者及び父母等、具体的には、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳未満の孫、弟妹等（その他、重度心身障害者）を言いますが、これらの扶養親族に係る手当額は、局長級及び部長級の職員につきましては、他の職員の半額程度である3,500円、または支給しないこととしております。条例上、局長級職員については、「行政職給料表8級の職員とこれに相当する職員」、部長級職員については、「行政職給料表7級の職員とこれに相当する職員」と定め、行政職給料表7・8級に相当する職員については、尼崎市職員の扶養手当支給に関する規則において定めることとなりました。これを受け、市長事務部局において扶養手当支給規則を改正し、「行政職給料表8級の職員に相当する職員」については、医療職給料表4級の職員、具体的には局長級の職員、「行政職給料表7級の職員に相当する職員」については、医療職給料表3級の職員、具体的には部長級の職員と定めたところです。この規則改正を行う際、市長事務部局から、「教育職給料表適用者で行政職給料表7級

または8級の職員と同様の取扱いとすべき職員はいるか。いるのであれば規則で定める必要があるので教えてほしい。」との連絡があり、教育委員会事務局内で検討いたしました。教育委員会におきましては、教育職給料表（一）の5級の適用を受ける市立高等学校長を、行政職給料表7級、部長級に相当するものとして取り扱っているところですが、①教育職給料表（一）5級の管理職手当額72,100円が、行政職給料表7級の管理職手当額88,200円に比べて低額であること、②また、これは、兵庫県教育委員会における職員団体との協議結果によるものと聞いておりますが、兵庫県において、教育職給料表適用者については、部長級職員であっても、平成31年度以降の配偶者等に係る手当額を3,500円とする取り扱いを実施しないこととされました。この2点を踏まえ、行政職給料表7級に相当するものとして取り扱うことは見送りました。お手元の資料の24ページをお開きください。「2平成30年度に改正する理由」でございます。これまで述べましたとおり、平成28年度当時、教育職給料表（一）5級の適用を受ける市立高等学校長につきまして、行政職給料表7級の部長職員と同様に取り扱いを見送りましたが、平成31年度から実際に行政職7級部長級の職員に対する扶養手当の支給額が、課長級以下の職員の支給額と異なることとなるため、改めて、市長事務部局との協議を含め、教育委員会事務局において検討をいたしました結果、教育職給料表適用者の給与につきましては、諸手当は行政職に準拠し、給料及び行政職にない諸手当は兵庫県の教育職に準拠しているところであり、こうした経緯や他の制度での取り扱いを踏まえますと、給与制度全体を見たときには、教育職給料表（一）5級を行政職給料表7級と同様に扱わないというこの取扱いは、均衡を失するものと考え、教育職給料表（一）5級の適用を受ける市立高等学校長につきまして、行政職給料表7級の適用を受ける部長級と同様に扱うよう、扶養手当支給規則の改正を市長事務部局に依頼することとしたものです。行政職給料表7級の適用を受ける部長級職員に対する扶養手当の支給額が課長級以下の職員に対する支給額と異なる取り扱いとなるのは、平成31年度からでありますことから、この取り扱いの変更に伴う、教育職給料表（一）5級適用者に対する扶養手当支給額の調整はございません。また、行政職給料表8級である局長級に相当する職は教育職給料表適用者におりませんので、この部分につきましての規則改正は不要です。扶養手当の支給につきまして、このような判断の変更を行います場合、平成28年度時点での判断の要因の一つとなっておりました管理職手当の取扱いをどうするかが課題となります。管理職手当は、現在は定額支給となっておりますが、平成26年度以前は、給料月額に対する一定率で支給しておりました。そのため、管理職手当支給額算定のもとになっている教育職給料表が兵庫県に準拠したものであることから、管理職手当につきましても兵庫県教育職員に準拠したものとなっております。給料月額に対する一定率で支給されていた平成26年度以前も、定額支給に改められた平成27年度以降も、教育職給料表（一）5級適用者に対する管理職手当の支給額は、行政職給料表7級適用者のそれよりも低いものとなっておりますが、一方で、現在の管理職手当は、従前と異なり、給料月額に対する一定率で支給されるものではなく、必ずしも兵庫県教育職員に準拠しなければならないわけではないことも踏まえ、今後の教育職給料表適用者に対する処遇として、管理職手当支給額について、今後検討していきたいと考えております。以上で「尼崎市職員の扶養手当支給に関する規則の一部改

正について」ご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

仲島委員 要するに下がるのか。

職員課長 従前より、市にある手当は市に準じ、市にない手当は県に準じていますが、市が扶養手当を下げるとなった当時に県は扶養手当を下げないということでしたので、管理職手当は市より県のほうが安いのでこのままです。市長部局からこのままで本当にいいかと聞かれ、検討しましたが、もともと管理職手当は給料表に対する率支給であったことから県に準じていましたが、定額支給となった後も県に合わせることは、他の手当の取扱いとの均衡上異例のため、市に合わせます。管理職手当については、今後引き上げるとなると財政当局との協議が必要になります。

松本教育長 なぜこのタイミングなのか。管理職手当とセットで改正しないのか。

職員課長 管理職手当を改正するとなると、引き上げることとなり財政当局との協議が必要となりますが、市長事務部局との協議が予算編成後であったので間に合いませんでした。また、扶養手当は来年度からの引き下げとなるので、再来年度に改正すると戻入が生じますので、来年度から改正しようとするものです。

松本教育長 配偶者手当は減っていくのか。

職員課長 来年度から減っていきます。

松本教育長 段階的に減るのか。

職員課長 部長級であれば3,500円になった後は定額になります。

松本教育長 管理職手当が上がれば、扶養手当が減ったとしても全体として増えるのか。

職員課長 増えるか減るかは職員によってちがいますが、扶養手当改正の趣旨からは、子どもへの手当を充実させるが、局長級、部長級職員は一定の収入があるため、扶養手当は減らしても問題ないということになります。

磯田委員 部長級以上になると扶養から外れる子どもが多くなるのではないかと。

職員課長 そのとおりです。部長級以上の職員は一定の給与があるので、減らしてもいいというのが国の考え方になります。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。
ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会3月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月臨時会の議事の全部を終了したので、午後6時10分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会3月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。